

寒河江市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第34号

寒河江市手数料条例の一部を改正する条例

寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6	税	資産に関する証明	1枚につき	400円
---	---	----------	-------	------

」を

「

6	税	資産に関する証明	1件につき	400円
---	---	----------	-------	------

」に、

「

6	税	固定資産課税台帳の閲覧、写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあつては、手数料を徴しない。）又は登録事項の証明（名寄）ただし、写しの交付又は登録事項の証明（名寄）は1件1枚とする。 1枚増すごとに加える金額	1件につき 1枚につき	400円 50円
---	---	---	----------------	-------------

」を

「

6	税	固定資産課税台帳の閲覧又は写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあつては、手数料を徴しない。） ただし、写しの交付は1件1枚とする。 1枚増すごとに加える金額	1件につき 1枚につき	400円 50円
---	---	--	----------------	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。